

令和5年第4回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和5年8月29日（火）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和5年8月29日 午前10時00分
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 代表理事挨拶
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 議案第10号 財産の取得について
 - 日程第6 議案第11号 有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する
条例の制定について
 - 日程第7 議案第12号 有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する
条例の制定について
 - 日程第8 議案第13号 令和5年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)
 - 日程第9 審査事項の付託について
 - 追加日程第1 議会運営委員会委員の選任について
5. 閉 会 令和5年8月29日 午前11時6分
6. 会議録署名議員 7番 一瀬 重隆 15番 濱崎 久

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
副 代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 石 原 佳 幸
監 査 委 員	近 藤 克 也

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	事 務 局 次 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	介 護 保 険 課 長	門 前 秀 秋
	業 務 管 理 課 長	浦 田 武 男
	会 計 課 長	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 CP5 施 設 長	中 村 淳 児
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	藤 原 一 豊
	業 務 管 理 課 第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	福 島 力 男
	総 務 課 財 政 係 主 任	長 田 修 平
消 防	消 防 長	村 上 和 浩
	消 防 次 長 兼 予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	総 務 課 長	西 村 澄 生
	消 防 課 長	池 田 隆 昭
	指 令 課 長	高 木 伸 二
	荒 尾 消 防 署 長	村 上 重 徳
	玉 名 消 防 署 長	平 本 正 義
	総 務 課 長 補 佐	吉 岡 繁 雄

8. 出席議員（16名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	前 田 裕 二
3 番	木 村 誠 一
4 番	野 田 ゆ み
5 番	浜 田 繁次郎
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
10番	功 刀 圭 一
11番	林 和 廣
12番	西 田 恵 介
13番	杉 村 博 明
14番	松 井 一 也
15番	濱 崎 久
16番	亀 崎 清 貴
17番	坂 本 敏 彦

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

開会（午前10時00分）

議長 おはようございます。

ただいまから、令和5年第4回有明広域行政事務組合議会定例会を開催します。

さて、去る、8月9日に玉名市の田畑久吉議員が、ご逝去されました。

謹んで哀悼の意を表します。

ここで田畑議員のご冥福を祈り、黙とうを捧げたいと思います。

全員御起立願います。

[全員起立]

黙とう。

[黙とう]

お直りください。

ご着席願います。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名について」、会議録署名議員につきましては、7番一瀬議員、15番濱崎議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」お諮りいたします。

会期は本日8月29日の1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって 会期は本日8月29日の1日限りと決定いたしました。

日程第3「代表理事挨拶」をお願いいたします。藏原代表理事。

藏原代表理事 皆様、おはようございます。

本日は、令和5年第4回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中にご参集をたまわり、誠にありがとうございます。皆様方には、平素から当組合の運営につきまして、格別のご理解とご支援をいただいておりますこと、深く感謝を申し上げます次第でございます。

開会に先立ちまして、去る8月9日にお亡くなりになられました田畑久吉議員に、これまでの組合議会に対する多大なご尽力に対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

さて、本定例会に上程をいたします案件でございますが、「財産の取得」が1件、「条例の一部改正」が2件、並びに、「令和5年度一般会計補正予算」が1件計4議案をご提案申し上げます。

なお、議案の説明等につきましては、事務局及び消防より説明をいたさせますので、議会におかれましては、上程いたしております議案につきまして、慎重なご審議を賜り、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶にさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長 日程第4、これより「一般質問」を行います。

一般質問については、15番濱崎議員より通告がっております。

濱崎議員の質問を許します。

濱崎議員 おはようございます。長洲町出身の濱崎でございます。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

消防施設用地の又貸しについてであります。このことについてはもう4回目の質問になります。4回と申しますと、定例会、1年に4回ということですので、最終的な結論に達すればと思います。

消防長からその顛末について答弁をいただいてまいりました。

なお、理事長並びに監査委員からもご答弁をいただいたところではありますが、その後いかがになりましたか。事件は令和3年6月25日、建設会社が施設の不正使用をした件であります。前回の議会で徹底した調査を行い、正確な事件処理ができますよう要望したところであります。答弁を伺います。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 おはようございます。消防本部の消防長をしております村上です。よろしくお願いいたします。ただいまの濱崎議員の一般質問についてお答えさせていただきます。まず組合と長洲町の土地使用貸借契約について、この分について変更契約について議員の方からご指摘をいただいております。まずこの件につきましては、昭和49年10月25日に組合と長洲町で土地使用貸借契約を交わさせていただいて、土地につきましては無償で使用をさせていただいております。令和2年度に新長洲分署の庁舎建設事業に着手した際、長洲町さんのご協力を得ながら事業を進めてまいって来たところでございます。

その間、令和3年度の3月に地元の業者さんから県発注工事を受けられて現場事務所として敷地または庁舎を貸していただけないかというご相談がございました。その際、旧長洲分署はまだ業務を行っておりましたので建物、土地についてはお貸しすることはできませんとお断りをした次第でございます。この件につきましても長洲町さんの方にも情報提供をしております。

その後、令和3年6月に再度ご相談がありまして最終的に長洲町さんと協議をいたしまして旧庁舎の部分以外で使用していない土地については使用をされても消防としても支障はございませんというお話をいたしました。

その後、旧長洲分署での用途廃止、これが令和3年6月30日に用途を廃止しまして、新長洲分署が7月1日から開庁したというところでございます。この間、このタイミングで本来ならば長洲町さんと変更契約を締結して使用していないところの土地をお返すする必要があったんですけど、最終的には解体をして更地の状態にして一括でお返すするという約束をしておりましたので、そのままの状態にしておりました。

その後、濱崎議員の方から令和4年1月31日に消防が使用している土地を業者が不正使用しているのではないかとのご指摘がございましたので、その時点で長洲町さんとお話をして、

本来ならば令和3年6月30日に手続きをしておかなければならなかった変更契約についてご相談をして、令和4年3月30日に令和3年6月30日に遡ったところで変更契約を交わさせていただきました。これは議員からご指摘の通り1年前に遡っての変更契約というご指摘でしたので私たちも十分精査をいたしまして、本来なら契約書の中に遡及効の考え方に基づいて日付については令和4年度3月30日、契約書の中に令和3年6月30日に遡って効力を発揮するという条文を書く必要があったと認識しております。この辺りにつきましては長洲町さんと十分に協議をしまして契約書の修正、追記等正確な処理を行わせていただきたいと思いますと考えております。

後1点ご指摘をいただいている部分が組合と業者に令和3年6月の25日から30日までの間、重複貸付にあたるのではないかとというようなご指摘をいただきました。その件につきましては、当初消防の方では把握ができておりませんで、その後事実が分かった次第でございます。実際、長洲町さんと業者の間で変更契約を交わされまして使用期間につきましては6月の28日からの部分を7月1日に変更されたという風にお聞きいたしました。実際、消防の方では旧長洲分署で6月30日まで業務を行っておりまして当該事業者の業者さんの敷地内への立ち入りについてはまだ業務をしていた関係上、実際は使用という位置づけにはなっておりませんでした。合わせまして管理上、消防の方に不利益とか損害等が生じた事実というのもあっておりません。その後、長洲町さんの方から今回の重複貸付につきまして代表理事宛に対応を取った内容と重複貸付になった部分のお詫びの文章をいただき、また業者さんの方からも契約期間外の使用という位置づけになった部分についてのご迷惑とお断りの書面が代表理事の方に提出されました。

これをもちまして代表理事、消防担当理事とご相談いたしましてこの間の不正使用についてどうしようかというご相談をしたところ、そういう手続きを持って不正期間には該当しないという判断をいただいたというところでございます。これまでご指摘をいただいたことは本当に私たち担当にとってもきちんと適切に事務処理を行わなければならないということを改めて痛感いたしております。一つ一つの手続きを適切に行っていくためには担当者のみならず上席者、ひいては責任のある立場のものまできちんと報告、相談、指示の徹底を行いまして内容次第によっては事務局と協議を行いながら今後事務を適切に進めていきたいと考えております。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 答弁次第では再質問を控えるという気持ちでございましたけれども、今の答弁にはちょっと欠落しているところがございます。消防長は長洲町を巻き込んでこの業者の不正使用というようなことを結論付けようとしておられますが、昭和49年からこの後に至るまで長洲町から有明消防組合が借り受けておる、無償で。ということはその責任、管理、全体的なことは消防組合にあるわけですよ。それを地主である長洲町にその管理の仕方、責任の取り方について相談をする、相談はいいかも分かりませんが長洲町を巻き込む必要はないわけです。粛々と昭和49年から有明消防組合が借りているならば、その中で起きた事件は有明消防組合で処

理すべきなんですよ。貸すか貸さないか、又貸しをするかしないか、それにそのことを長洲町を巻き込む必要はないんですよ。あくまでも組合が借りてこれを管理責任を持っているんですから管理責任について一議員である私が令和4年1月31日に不正使用があっているんじゃないかと指摘した時点で、組合として粛々と事務処理をすべきなんです。そこがまだ何回言っても消防長以下職員の方々もお分かりになっていらっしやらない。借りて管理する以上は責任を消防組合が持っているわけなんですよ。町に相談する必要はないんですよ。

それと今書面の中で契約変更が令和3年6月30日でされたということではありますが、業者が不正使用しておりますのは6月25日からですよ。ですから契約変更を1年前に遡ってされるならばそれを25日から30日までの5日間を欠落されてはならないわけですよ。いわゆる6月30日の契約公開じゃなくて6月25日以前に遡らなければならないわけですよ。ですから私が言っているのは1年前から早くしなさいよ、こういうことは決算にまたがってきますよ。特に今回組合が長洲町を巻き込んでおるということでもあります。長洲町の決算にも波及してくるし、組合の決算にも出てくる、そういうことで理事長のお考え並びに監査員のお考えも前回お伺いしたわけなんですよ。そういったことを完全にクリアしていただきたいと思います。そうじゃないとこのことをこのままにしておきますと後世の人たちが何か濱崎が取引をしたんじゃないかというような疑いもかけられます。また組合がこういう風にして私が令和4年1月31日に指摘したのを長洲町を巻き込んで長洲町の方に相談をされたということになります。長洲町がこの建設業者を擁護してくれというような話をしたんじゃないかという、そういう疑いも出てくるわけなんですよ。ですからこれは理路整然と事務を処理しておきませんと、後世に疑問を残す結果になる、そういったことできちんとしなさいということを言っているんです。まずそのようなことでもありますのでそういうことをする気があるかないかお伺いします。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 ただいまの濱崎議員の再質問にお答えいたします。まず昭和49年10月25日の契約約款上からすれば、実際土地に関して何かあった場合には長洲町さんの方と協議をするという位置付けになっております。また約款上、土地のことについて町の方から話があった場合にはそれに応ずるという規定がなされている部分から長洲町さんと相談をしながら手続きを取ったところになります。実際、議員ご指摘のように本来なら借用して管理をする責任が消防にあったというところで、そういう相談があった時に業務上使用しているのでお返しすることはできないということで対応すれば最終的にこのような問題に発展しなかったという考えはあると思います。しかしながら相談された内容が長洲町の宮崎川の樋門改修工事ということで、公共性の高い事業という位置づけの観点から長洲町さんの方にご相談をしたという経緯でございます。

それと変更契約の部分につきましては先ほどご指摘があった内容も含めたところで再度契約の相手側である長洲町さんと十分協議をしながら修正の手続きをさせていただければと考えております。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 そういう言い訳は的を得ていませんよ。管理責任は組合にあるということを一番最初に頭に入れて欲しい。宮崎川の公共工事のどうのこうの、そういったことは二の次なんです。まずは自分の責任のエリア、管理責任が自分にある組合にあるんです。その組合の中で又貸しはしないということをまず考えななんです。そういう言い訳はいらんです。理事長いかがでしょう。監査委員も含められてこういう答弁をされておりますので、理路整然とした事務の処理をされるようご指導いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藏原代表理事 はい、議長。

議長 藏原代表理事。

藏原代表理事 濱崎議員の再質問にお答えさせていただきます。消防長の方から諸々の説明がありましたけれども当該用地の長洲町と事業者との契約の件、それから変更契約の件、変更契約した時期を明確に記載した内容となるように長洲町に調整を、修正をお願いしてそういった指示を出しているところでもございます。それから前回の一般質問におきまして私の方からは今回の件による消防の処分について厳正に検討すると申し上げました。令和5年3月29日の理事会におきまして審議をいたしました。結果、事案発生を防止するための適正な業務及び指導監督等が十分でなかったことにより当時長洲分署庁舎建設の責任者であった次長兼総務課長現村上消防長に代表理事から文章による厳重注意、また当時、総務課長補佐兼建設室長であった現西村総務課長兼建設室長に消防長の方から文書による厳重注意の処分をいたしました。強く反省の上、職責を自覚し、職員に対して再発防止と法令遵守を徹底するよう厳重注意をいたしたところであります。今後は二度とこのようなことがないようにさらに業務に邁進するよう指導して参りたいという風に存じます。一連の件に関しましてはお詫びを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

近藤監査委員 議長。

議長 近藤監査委員。

近藤監査委員 おはようございます。監査委員の近藤でございます。ただいまの濱崎議員のご見解を求めるといふようなところに感じまして答弁を申し上げるところでございます。まず私の見解といたしましては繰り返しとなりますけれども、前回と同じことでございます。まず契約書につきましては事実即して正確に記載するべきものという風に考えております。それから借り入れ問題ですけれども、借り入れした土地の保全管理にあたっては責任性を全うし、誤解を招かないような管理を行っていただくことを願うところでございます。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 理事長並びに監査員の方々のご答弁もいただきました。ルールに従った処理をされるよう希望いたしまして、それぞれ理事長、監査委員、理事の方々に要望いたしまして一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上で、濱崎議員の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。35分から開始いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第10号『財産の取得について』を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第10号、財産の取得についてでございます。

令和5年度、車両整備計画に基づき、和水三加和分署に更新配備する高規格救急自動車の整備を図るため、次の財産を取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出。有明広域行政事務組合、代表理事藏原 隆浩。

1 財産の種類、高規格救急自動車1台。2 契約の方法、条件付一般競争入札。3 取得価格、3,280万2千円。4 契約の相手方、熊本県熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号。熊本いちほら工業株式会社代表取締役、澤田悦幸。

提案理由でございますが、有明広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするからである。というものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長よりご説明申し上げます。

村上消防長 はい、議長。

議長 はい、村上消防長。

村上消防長 消防本部の消防長をしております村上です。これまでの経過につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の資料、こちらの1ページ、議案第10号の資料をご覧ください。

令和5年度の消防の主要事業としまして和水三加和分署に更新整備する高規格救急自動車でございます。現在の和水三加和分署の救急自動車は平成22年に配備をした車両であり、令和5年度で使用年数13年目に入り、走行距離は7月末時点で約15万キロ走行しております。緊急自動車としまして適正な運用を図るため、消防本部車両更新整備基準に基づきまして高規格救急自動車として更新整備をするものでございます。経過につきましては令和5年5月12日に条件付き一般競争入札公告を行いまして6月5日に入札及び開札を行い、6月9日に仮契約を締結させていただいております。2社の応札がありまして、熊本いちほら工業株式会社が

2,982万円で落札し、落札率としましては87.7%でございます。熊本トヨタ自動車株式会社の無効につきましては、入札書に記入された価格と内訳書の価格に相違があったため無効としたものでございます。また、財源につきましては、施設整備事業債、充当率55%、交付税算入率70%及び一般事業債を活用いたします。取得の経過については以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出案件について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第5、議案第10号『財産の取得について』は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第11号『有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

議案第11号、有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年8月29日提出。有明広域行政事務組合、代表理事藏原 隆浩。

提案理由でございますが、消防力の強化に伴い、職員定数を適正に管理するため、条例の整備を図るものでございます。

議案書の3ページでございます。

内容といたしましては、消防職員の定数を、220人から230人に改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

詳細についてでございますが、有明広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部が改正され、令和5年度から職員の定年引上げが開始されることに伴い、定年の段階的引上げ期間において定年退職者が発生しない年度がありますが、消防職員の年齢構成の平準化を図るため、定年退職者が発生しない年度であっても消防職員の採用を継続する必要があります。

また、今後、高齢期職員の増加に伴う消防力の維持と職域を確立すると共に、住民の生命・身体・財産を守るという根源的な行政サービス保持、充実強化を図ると共に、人的消防力の確保のため、今回の改正を行うものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第6、議案第11号『有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について』は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第12号『有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

議案第12号、有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年8月29日提出。有明広域行政事務組合、代表理事藏原 隆浩。

提案理由でございますが、総務省において、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」等の改正があったことに伴い、条例の整備を図るものでございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

内容といたしましては、急速充電設備の全出力の上限撤廃、規制対象となる蓄電池設備を見直すとともに、火災予防上必要な措置の見直し、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し、また喫煙等に関する規定について他の法令との整合性を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第11条の2第1項及び次項の規定は令和5年10月1日から、第11条第1項、第11条の2第1項第4号、第13条第1項、第3項、第4項及び第44条第1項の規定については、令和6年1月1日から、それぞれ施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の際に現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備、燃料電池発電設備等、喫煙専用室標識の取扱いについては、一部を除き従前の例によるものでございます。以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第7、議案第12号『有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について』はは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第13号『令和5年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の10ページをお願いいたします。

議案第13号、令和5年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

令和5年度有明広域行政事務組合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,507万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,917万1千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年8月29日提出。有明広域行政事務組合、代表理事藏原 隆浩。

補正の内容でございますが、人事異動に伴う人件費の補正、及び、広域サイン再整備事業に伴う板面修繕の増額補正、及び介護認定支援システム機器の更新見直しに伴う補正、並びに、

消防庁舎建設事業に係る予算を計上いたしております。

議案書の 11 ページでございます。

まず、歳入からご説明いたします。「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございます。

はじめに 7 款 繰入金でございます。

補正前の額 9,732 万 4 千円に 809 万 4 千円を追加し、予算現計を 1 億 541 万 8 千円といたすものでございます。

内訳でございますが、和水菊水分署庁舎建設事業に係る用地購入におきまして、移転補償費が必要となったために、特定目的基金から 500 万円の繰り入れを行うものでございます。

また、衛生費における職員の人事異動に伴う人件費の不足により、財政調整基金から 309 万 4 千円を計上いたすものでございます。

次に、9 款 諸収入 2 項 雑入でございます。

補正前の額 2,127 万 5 千円に 198 万円を追加し、予算現計を 2,325 万 5 千円といたすものでございます。

内訳でございますが、広域サイン再整備事業に係る、荒尾・玉名地域サイン計画推進協議会からの収入を、企画費雑入に予算計上いたすものでございます。

次に、10 款 組合債でございます。

補正前の額 6 億 2,980 万円に 8,500 万円を追加し、予算現計を 7 億 1,480 万円といたすものでございます。

内訳でございますが、天水分署庁舎建設事業の造成工事に係る起債を計上いたすものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。資料につきましては、一般会計補正予算説明書（第 2 号）と記載されております資料でございます。

その補正予算説明資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに 2 款 総務費 2 項 企画費 1 目 企画費でございます。

補正前の額 3,490 万 2 千円に 198 万円を追加し、予算現計を 3,688 万 2 千円といたすものでございます。

内訳でございますが、広域サイン再整備事業に伴う板面修繕に係る予算といたしまして、需用費の修繕料を増額いたすものでございます。

次に、3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 介護保険費でございます。

補正前の額 5,706 万円から増減額は発生いたしておりませんが、介護認定審査会に使用されます機器の更新を当初計画いたしておりましたが、新たなシステムの構築が必要となっており、新システム構築までの間、現行システム並びに機器を延長し対応することが必要となっております。

これらの理由により、機器修繕料及び保守委託料、現行機器の再賃借料等を増額し、当初計画しておりました機器更新に係る賃借料を減額いたすものでございます。

次に、4款 衛生費 3項 清掃費 1目 第1衛生施設管理運営費でございます。

補正前の額2億756万4千円に309万4千円を追加し、予算現計を2億1,065万8千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動に伴い、給料、職員手当等、共済費を増額いたすものでございます。

次に、6目 東部清掃施設管理運営費でございます。

補正前の額6億7,745万円から増減額は発生いたしておりませんが、職員の人事異動等に伴い、報酬、給料、職員手当等を増額し、派遣職員に係る給与費負担金の減額をいたすものでございます。

次に、5款 消防費 1項 消防費 3目 庁舎建設費でございます。

補正前の額1億4万9千円に9,000万円を追加し、予算現計を1億9,004万9千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、天水分署建設事業による造成工事費並びに和水平水分局建設事業に係る用地購入に伴う移転補償費を増額いたすものでございます。

引き続き、議案書に戻っていただきまして、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 債務負担行為補正でございます。

事項といたしましては、介護認定支援システム保守委託料、期間は令和6年度、限度額75万9千円、及び、介護認定支援システム機器等賃貸借（再リース）、期間は令和6年度、限度額20万1千円、でございます。

内容といたしましては、先ほどご説明いたしましたとおり、現行システム及び機器の延長を図る必要があるため、介護認定審査会に使用されるシステムの保守、及び機器等の賃貸借に係る経費といたしまして、債務負担行為に新規計上いたすものでございます。

議案書の14ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

起債の目的といたしまして、「消防施設整備事業」。

補正前の限度額3億7,570万円を、補正後の限度額4億6,070万円にいたすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第8、議案第13号『令和5年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）』は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9『審査事項の付託について』を議題といたします。議会運営委員会から、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議事の都合により休憩いたします。議会運営委員会委員長は、議会運営委員会を招集してください。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時3分

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配布いたしました追加日程第1『議会運営委員会委員の選任について』を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、『議会運営委員会委員の選任について』を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1『議会運営委員会委員の選任について』を議題といたします。

ただいま、議会運営委員会委員1名が、欠員となっております。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会運営委員会委員に、7番一瀬議員を指名いたします。お諮りします。

ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたし

ました。

議長 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、令和5年第4回有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会（午前11時6分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

松井 一也

有明広域行政事務組合議会署名議員

一瀬 重隆

有明広域行政事務組合議会署名議員

濱崎 久